

様式第1号(第5条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	令和4年度 第1回美幌町情報公開・個人情報保護審査会
開 催 日 時	令和4年11月22日 (月) 16時00分 開会 17時00分 閉会
開 催 場 所	役場庁舎 3階 説明員控室
出 席 者 氏 名	桑原委員、笹木委員、山田委員、村田委員、永井委員
欠 席 者 氏 名	
事務局職員職氏名	関町民生活部長、佐久間町民活動課長、澤田広報相談グループ主査、大石広報相談グループ主事
議 題	(1)令和3年度情報公開条例に基づく情報公開の実施状況について (2)令和3年度個人情報保護条例の運用状況報告 (3)個人情報保護制度の見直しに伴う個人情報保護条例等の廃止について
会議の公開又は非公開の別	公開
非公開の理由 (会議を非公開とした場合)	
傍聴人の数 (会議を公開した場合)	0 名
会議資料の名称	第1回美幌町情報公開・個人情報保護審査会議案
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した全部記録
	<input type="checkbox"/> 録音テープを使用した要点記録
	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
その他の必要事項	

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
事務局(町民活動課長)	<p>只今から令和4年度1回情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。</p> <p>事前にご連絡させていただきましたが、本年9月末をもって委員の任期が満了となっております。この度は委員への就任をご了承いただき誠にありがとうございます。早速ですが、平野町長から委嘱状をお渡しします。</p> <p>町長がお席の前に行きましたら、お手数ですがその場でご起立願います。</p> <p>【平野町長から委嘱状を交付】</p>
事務局(町民活動課長)	<p>それでは、町長よりご挨拶申し上げます。</p> <p>【町長より挨拶】</p>
事務局(町民活動課長)	<p>審査会を始めるにあたり、初めて就任される方もいらっしゃいますので、簡単な自己紹介を行いたいと思います。</p> <p>【委員、事務局職員自己紹介】</p>
事務局(町民活動課長)	<p>それでは審査会を開催します。委嘱後はじめての審査会でございますので、会長が決まるまでは事務局で会議を進めさせていただきます。</p> <p>それではまず会長及び副会長の選任でございます。美幌町附属機関に関する条例7条において、会長及び副会長の選任は委員の互選によることとなっております。委員の皆さまのご意見、推薦等ありますでしょうか。</p> <p>ご意見がないようであれば、事務局の案としましては、前会長の桑原委員に会長を、副会長は笹木委員にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。</p> <p>【全員了承】</p> <p>それでは会長を桑原委員、副会長を笹木委員にお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。</p> <p>桑原委員は議長席へ移動願います。</p>
事務局(町民活動課長)	<p>大変申し訳ございませんが、町長は他の公務のためここで退席させていただきます。</p>

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
事務局(町民活動課長)	<p>それでは情報公開・個人情報保護審査会に移りたいと思います。</p> <p>はじめに情報公開条例に基づく情報公開の実施状況について説明させていただき、その後、個人情報保護条例の運用状況について報告をさせていただき、最後に個人情報保護制度の見直しに伴う個人情報保護条例等の廃止について説明させていただきます。</p> <p>議事進行につきまして、美幌町附属機関に関する条例第8条第2項に基づき、会長をお願いいたします。</p>
桑原会長	<p>それでは令和3年度情報公開条例に基づく情報公開の実施状況について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局(広報相談グループ主査)	<p>【美幌町情報公開・個人情報保護審査会議案に基づき説明】</p>
桑原委員	<p>何か質疑やご意見はございますか。</p>
村田委員	<p>議案2ページの「不存在」とはどういうことか？文書がないのに請求をしてきたということか？</p>
事務局(広報相談グループ主査)	<p>おっしゃる通り、請求に該当する文書がなかったということになります。</p>
桑原会長	<p>ほかに質疑やご意見はございますか。</p> <p>【質疑等なし】</p>
桑原会長	<p>続きまして、令和3年度個人情報保護条例の運用状況について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局(広報相談グループ主査)	<p>【美幌町情報公開・個人情報保護審査会議案に基づき説明】</p>
桑原会長	<p>何か質疑やご意見はございますか。</p> <p>【質疑等なし】</p>
桑原会長	<p>続きまして、個人情報保護制度の見直しに伴う個人情報保護条例等の廃止について、事務局より説明をお願いします。</p>

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
事務局(広報相談グループ主査)	【美幌町情報公開・個人情報保護審査会議案に基づき説明】
桑原会長	何か質疑やご意見はございますか。
村田委員	13ページに「死者に関する情報は除外される」とあるが、開示の是非を判断する具体例などはあるのか。もしなければ、むやみやたらに情報を利用されてしまうのではないか。
事務局(広報相談グループ主査)	具体例もいくつか考えられますが、開示請求には様々なパターンがあります。しかしながら、本人以外は開示請求を行うことができず、個人情報に限らず情報は守秘義務等によって守られるため、保護がなされないということではありません。
村田委員	続けて13ページから、1000人以上の個人情報ファイル簿は美幌町で該当するものはあるのか。
事務局(広報相談グループ主査)	税情報や国民健康保険情報が代表的なものとして挙げられます。
笹木委員	改正法では999人以下のファイル簿の作成・公表を行わなくなるということなのか。
事務局(町民生活部長)	改正法では999人以下のファイル簿を登録しないこととなりますが、情報を見られなくなるというわけではなく、他の方法で閲覧することは可能となっておりますので、町が999人以下の情報を見せなくなるというわけではありません。
桑原会長	他に何かございますか。
笹木委員	今後の審査会の役割はどのように変わるのか。
事務局(町民生活部長)	町民の皆様が情報の開示請求に対して猜疑を持たれた際に解決策を見出すという、最も大きな役割は今後も変わりません。しかし、これまで各市町村がそれぞれ条例で定めていた部分が、統一的な国の見解に基づいて判断されるようになったというところが変わったのは事実ですので、そのようにご理解いただければと思います。

発 言 者	審議内容（発言内容、審議経過、結論等）
事務局(町民生活部長)	<p>今後さまざまな手続きを事務局で進めさせていただきますが、内容については本日説明した以上でも以下でもございませんので、そのようにご理解いただけますでしょうか。</p> <p>【全員了承】</p>
桑原会長	<p>最後に、全体を通して質問・意見等はございますか。</p> <p>【質疑等なし】</p>
桑原会長	<p>以上を持ちまして情報公開・個人情報保護審査会を終了します。 本日はありがとうございました。</p>

